

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
系統ワーキンググループ（第33回）
議事要旨

日時

令和3年11月12日（金）10:00～11:50

場所

オンライン会議

出席委員

荻本和彦座長、岩船由美子委員、後藤美香委員、馬場旬平委員、原亮一委員、松村敏弘委員、山口順之委員

オブザーバー

（一社）太陽光発電協会 増川企画部長
（一社）日本風力発電協会 鈴木技術顧問
（一社）火力原子力発電技術協会 中澤専務理事
（一社）バイオマス発電事業者協会 山本代表理事
（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会 藤江専務理事
（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事
（一社）環境・エネルギー事業支援協会 池田代表理事
電力広域的運営推進機関 石井運用部部長
送配電網協議会 松野電力技術部長

事務局

茂木省エネルギー・新エネルギー部長
山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長
小川制度審議室長兼電力・ガス事業部電力基盤整備課長
能村新エネルギー課長
下村電力・ガス事業部電力産業・市場室長

議題

再生可能エネルギー出力制御の低減に向けた取組について

議事概要

議題に係り、再生可能エネルギー出力制御の低減に向けた取組について、事務局より資料1のうち「再エネ設備のオンライン化の促進」、（一社）日本風力発電協会より資料2、（一社）太陽光発電協会より資料3に基づき説明の後、自由討議が行われた。また、事務局より資料1のうち「火力等発電設備の最低出力の引下げ」に基づき説明の後、自由討議が行われた。主な発言は以下のとおり。

議題 再生可能エネルギー出力制御の低減に向けた取組のうち「再エネ設備のオンライン化の促進」

(資料1から資料3)

(委員)

- ・ 難しい問題もあることを再度認識した。再エネ電源を有効に用いるためにもオンライン化は進める必要がある。場合によっては当日に抑制を解除することができ、全体として利用率をあげるためにはオンライン化は重要。まだ出力制御がかかっていないため判断できないとの話もあるが、始まってから慌てて対応しても遅いため早めに判断いただきたい。
- ・ コストメリットを考えると費用の回収が難しいという話があった。例えば、計算の仕方として、出力制御を回避することによって得られるメリットと比べて設備の方が高くなるため、あまりメリットがなく、導入するインセンティブもないという話があった。太陽光・風力を売電することで得られる利益は、初期コストを回収した上で出てくると思うが、利益が全く出なくなるのかどうかを知りたい。
- ・ もともと FIT で売電されている場合には、国民全体で負担をして、再エネを多く導入し、有効に利用する観点から制度ができていたため今一度考える必要がある。
- ・ 通信状況がネックになるとの話があったが、今後、再エネ電源以外の分散型リソースを活用することが重要になってくることを考えると、再エネに限らず通信の基盤的インフラを全体として考えて構築することを考える必要がある。
- ・ 基本的な考え方、メリット周知方策について事務局整理に賛成。メリットの周知方策については、既に一般送配電事業者、日本風力発電協会、太陽光発電協会から調査・周知がされているので、それを継続いただきたい。
- ・ ディスインセンティブ付与について、事業者名公表より前に、まず一般送配電事業者の調整費用の増大の見通しを明らかにして、増大分をオンライン化しない発電事業者に負担していただくことを検討していただきたい。オンライン化しない理由は、ほとんど費用をかけることで解決できるものにみえる。自分の設備投資をするか、それとも自分の設備投資をしない代わりに、系統全体での調整費用の増大分を負担するかという判断を発電事業者にしていただくことが重要と思う。
- ・ 調整費用の増大分の定量化については、オンライン制御の実施のシナリオも想定しないといけない。シナリオを整理して、公にすることで、発電事業者の費用対効果の検討を後押しして、その結果オンライン化を促進できるのではないかと思う。
- ・ 出力抑制の最小化自体は今回大きなテーマだが、最終的な目的ではなく、系統の安定、経済的な運用自体が目的なはずであり、一定程度抑制を認めることでそれが実現できるのであれば、抑制も調整力の1つとして活用すべき。今後、再エネを大幅に増やすことを考えると kWh を稼ぐためには抑制が増えていくという前提で、できるところまでまず抑制を低減しようという発想でいくべき。
- ・ 今回整理をしていただいて、オンライン化しない事業は、メリットを知らずわかればやる人、わかっても他のバリアが高くてやらない人、経済的メリットがないと思うからやらない人の3つある。メリットを知らないで、わかればやるのであればやっていただければ良い。そのための情報の周知を進めるのは良い。他方メリットがなくても事業者に対応しろというのほどこまで認められるのかと思う。ルールとして認められていることであり、重要なことは、これらの方々のインパクトがどれほどのものなのかを定量化すること。もしオンライン化しない事業者が他の事業者にそこまで大きく迷惑をかけず、自分の抑制量が増えるだけであれば、見た目の制御量は大きくて印象は悪いが仕方ない。これについて、調整力の増大というインパクトがあれば、なんらか考えないといけないし、定量化して示すべき。ただ抑制の感度が悪いために、オフライン

事業者が30日枠を容易に使い切ってしまうと、無制限・無補償の人に影響を与える可能性もあるため、そこも検証いただきたい。

- ・ 今後、太陽光発電が今まで設置したものの倍近く2030年まで入らないとエネルギー基本計画が達成できない規模感であり、30日枠のオフライン事業者のインパクトはどんどん小さくなると思う。メリットがわかってもやらない、メリットがないと思うからやらない人には、遡及的に対応できないのであれば、これ以上リソースをかけて頑張らせても仕方がないところもある。そういう分析をするためにも、本当にインパクトがあるのであればそれをきちんと示すべき。
- ・ 太陽光発電協会が口頭で説明した投資回収に12年かかるという話が、資料1で過去に九州電力送配電が言われた投資回収2,3年ではないかということと、すごくギャップがあるため、定量的なことを教えていただきたい。メリットがわかればやる人にとっては、そこは非常に重要なポイントであり、今回の資料だけで不整合があるのは問題かと思う。
- ・ 資料1のスライド12に、各発電所のリプレースやPCSの装置切替えによって問題が解決するという記述があるが、リプレースや新設のものはオンライン化しないといけなくなっているのに、PCSを替えると必然的にオンライン化になるということなのか。PCSを替えるという時にオンライン化するのは合理的で、そうでないときにやるのはコストがかさんで合理的でない説明があったのはわかるが、合理的に事業者が対応すれば、そうするだろうという予測を述べているだけなのか。
- ・ グリッドコードでこれからつなぐものの要件を定める際に、基本的に遡及適用はしないという整理がされるのが非常に多い。今回の件に限らず、遡及適用は原則として良くないと思う必要はない。最初から付けるのであればコストが低いけど、既に付いているものに新たに要件を合わせることはすごくコストがかかる場合、社会的利益に比べてコストがあまりにも大きいため遡及適用しないということはとても合理的だが、あくまでこれは、社会的な利益とコストの比較で決まるものだと思う。そのためオンライン化に限らず、既に付いているものは、ルールからして合法的に接続されたものであるため基本的に手をつけられないと考える必要はなく、あくまで事業者が負担するコストとそれをしてくれることによる社会的利益の両方を考えるべき。
- ・ 2035年頃にはほぼ全ての設備がオンライン化するということだとすると、2035年あるいはそれよりも少し前に猶予期間を設けて義務化するとほぼコストがかからないのであれば、それでは足りないのは十分わかっているが、そのような対応も当然あり得る。
- ・ ディスインセンティブに関して、色んなやり方があり得て、送配電事業者、掛かるコストを計算してもらってそれを上乗せする制度を今提案いただいたが、なぜそれが公表より先と考えないといけないのかが理解できなかった。それは相当ハードルが高く、実際に計算するのは大変でありフォーマルに課すとなると、相当に正当性が問われる。普通の料金審査でも膨大な時間とコストを掛けているのに、とても望ましくてやるべきことだが、簡単にできるかどうかかわからないときに、公表より先に考える必要はない。2つ反するものではないので、同時に検討していけば良い。
- ・ ディスインセンティブに関しては、例えば、発電側課金について議論されている中で、FIT対応のものは調整措置等も議論されている。オンライン化対応してくれず法的な義務をギリギリで満たして、社会的メリットがあることをしないものにはその調整措置を適用しない等、卒FITになった後で色んなビジネスモデルの優遇があるというときに、何年までにオンライン化しなかった事業者や設備には適用しない、と考える価値はある。社会的に見ても望ましいと思われることをしてくれなかった事業者だけに、例外的に優遇措置を設けなかったことに対しては社会的にも許容されるのではないかと。罰金を科すものではなく、これからつくられ

る優遇措置を適用しないというディスインセンティブを考える余地は十分ある。他方、社会的な利益がたいしたことではないとすれば、今言ったことの必要はなく、その点は明らかにする必要がある。

- ・ 2035年まで待ってられないため社会的な利益があるという前提とした資料だったと理解しているが、たいした利益がないということであれば、無理して強行する必要がなく、コストが高いところはそのまま仕方がない。メリットがあるということを十分広報して、これ以降の移行措置は考えないということはある整理。
- ・ 事業者名の公表は後の理由が理解できない、という指摘をいただいた。名前の公表はそんなに後でないといけなかと考えさせられると、それほど強い意見ではないが、逆に名前を公表するというのが、現状のオンライン化のコストを打ち消すような効果があるのか。
- ・ 一般送配電事業者のコストの増大は、調整力の価値をなんとかして出さないといけなため、難しくてもやらなければならない、またそれなりにできると思うが、名前を出すことのコストは、それがなぜ有効なのか。通信を何百万円もかけてやらないといけなくて、費用回収ができない人の名前を公表することがいい考えか。そういう事情を説明すればいいのかわからないが、名前を一行に並べてなんなのか、ただいじめているだけに見えることを優先的にやることは美しいことではない。
- ・ メリット、ディスインセンティブという話があったが、メリットを認識した上でオンライン化しない理由は色々あると思うが、メリットを定量的に考えて計算されてコストがかかりすぎるとい理由と、メリットが認識されていてもオンライン化しないというその理由が気になった。技術的な課題なのか、あるいはその他色々バリアがあるのかというところをまず確認する必要がある。
- ・ 例えば、メリットがないと考えている場合であっても、それが正しいかどうかということもある。ディスインセンティブのところも金額的に換算しにくい話もあったが、それ以外の、現状手動でできるから大丈夫というのも現場で働いている人の労働環境がオンライン化によってかなり改善されるのではないか。
- ・ ESGなど耳にする。長い目で見たコスト計算には不確実性が入ってくるかもしれないが、少し長い目で見れば望ましい職場環境ができるし、技術の継承も大変大きな問題かと思うがオンライン化することによって解消されることもある、というようなこともあるため、遡及することがあってもよい。
- ・ 事業者にとってのメリットの見える化をしっかりと定量的に進めるべき。系統大にとってのメリットが果たしてあるのか、定量的に見せた上で、費用をかけてまでの対策が本来的に必要なのかを議論するのが重要。事業者にしても、系統大のメリットにしても、いずれにしても現状でどれくらい費用が掛かるという議論ではなく、2030年も含めた将来的なところも見据えたメリットの見せ方が重要であり、働きかけが必要と感じた。

(オブザーバー)

- ・ 事業者のメリットの側面でいうと、実際に契約の見直しをしてオンライン化した事業者もいて、九州電力送配電から、オンライン化することで出力制御の時間が1/3強少なくなること、あるいは、将来的には一律部分負荷制御に移ることで更にメリットもできると理解していただき、かつ残りの事業期間で回収できる見通しが立った方は比較的その方向で動き、オンライン化していただいたという結果はある。
- ・ 風力の場合、FIT以前に事業をしていた事業者も結構あり、高圧連系1台でやる場合もあって、残存期間が短い、回収期間が短い、費用は通信設備で掛かるため回収できないと言っている方は、メリットを想定して納得していただくことが厳しいと考えている。
- ・ 将来事業が継続する方については、オンライン化する前提でリプレースするため、今やっってくださいといっても今の時点で話ののってこないという問題はある。社会的なメリット、事業者のメリット双方についてご理解いただいてやる場合と、FIT以前の事業者にとっては時間がない場合は難しいというのが感想。

(座長)

- ・ 残り時間が少ない設備については理解できるが、一つの考え方として、サクセスストーリーが提供できるのかがあると思う。やろうとした人に、最初に誰に相談すればいいのかというところから始まって色々ハードルがある気がするが、手続やサクセスストーリーを協会から提供しているという理解でよいか。

(オブザーバー)

- ・ 協会として説明会やセミナーをやった場合は、系統 WG の資料も含めて理解を進めようとしてきた。他方で、事業者の側面に立つと、最寄りの電力との個別協議の話になる。個別事業者で中身が違うため、丁寧に説明しないと理解が進まない。
- ・ オンライン化したメリットは、一つ目は明らかに発電の制御量が減ること。仮に総発電量の 1 割程度が抑制されるケースでは、その 3 割が削減できるという見積がある。そういった面では、総発電量の 3 % がオンライン化することによって、収益面でメリットがある。
- ・ 他方、制御量の見通し次第であるため、その情報を送配電事業者から頂く必要がある。発電所が遠隔地にありオンラインでない場合は、主任技術者を派遣して手動で止めないといけない。遠隔地である場合は、一回行くだけでもコストがかかるので、そこをどう見積もるかが一つの大きなメリットになる。発電設備が近くにあつて、コストがかからない場合は、メリットとしてカウントできない。事務局資料のスライド 8 に記載されているとおり、オンライン化しない理由の一つとして、一般送配電事業者が指定している技術基準、技術仕様には適用していないが、遠隔で発電を停止する装置を導入している事業者もいて、厳格にはオンライン化されていないが遠隔で止められるため、人員を派遣する必要がなくコストが掛からない。このような面も考えあわせると、メリットが大きい場合とない場合と相当ばらつきがある。その辺りを発電事業者には認識していただくことが大事であり、情報提供、啓発活動をしていかなければならない。
- ・ パワーコンディショナーは、機種にもよるが耐用年数が 15 年、20 年等と色々あり、耐用年数を超えたものを交換する場合、必ずしもオンライン制御化に自動的に適用しない。今市販されているパワーコンディショナーは、技術基準に適合しているものであるため、大きなコストを掛けずにできる可能性が高い。それなりのインセンティブについて事業者の認識がないと進まない可能性もあるため、なんらかの対策が必要。
- ・ 我々のメリットの算定と九州電力送配電の算定に差があるのではないということだが、発電設備の規模は、我々の例が 500kW、九州電力送配電は 1,000kW なので、単純にメリットは倍になり、主任技術者を派遣する費用を入れるか入れないかによっても変わり、そういう意味でも前提によって変わる。
- ・ サクセスストーリーにかかる共有としては、協会の会員向けには、説明会の機会等ではメリットがあると共有して、できるだけ促進することをやっているが、全国に事業者数が何万とあるなかで、全部に啓発活動を徹底できるかという現実的に難しい。できる範囲で業界団体とも連携して、サクセスストーリーを共有し、オンライン化をする気運を高めていきたい。自分たちのメリットにもなるし、日本全国の送配電事業者のコスト低減につながるのやっていかなければならない。
- ・ 再エネのオンライン化については、需給予測の精度を高めていく。当日段階で非常に効率的に出力制御できるということで、エリア全体の出力制御を下げっていくという観点から重要なものだと認識しており、引き続き、オンライン化推奨の取組を送配電協議会としても進めてまいりたい。
- ・ 資料 1 のスライド 13 ページ、メリット周知の方策だが、一般送配電事業者としては、今後、両協会から報告いただく情報を踏まえて、本ワーキンググループでしっかりと整理していただいた情報をもとに、国、両協会とも連携させていただいて、引き続きオンライン化推奨の取組を進めて参りたい。

- ・ 議論のなかで出ていたオンライン化の進捗度合いに伴う調整費用の増大は、論点としては重要なポイント。それを算出することが求められたと理解しているが、実際、現時点で出力制御が発生しているエリアは九州だけであり、実績の調整にかかっているコストやオンラインと非オンラインの設備の発電量の比較から、前提をかなり加えながら算出していくことかと思っている。前提条件の整理などについては相談しながら進めていければと思う。現時点で出力制御が発生していないエリアがほとんどだと考えると、そのあたりをどう評価するのが継続的な検討の一つとなる。

(事務局)

- ・ 資料1のスライド12の記述は、御指摘のとおり、設備・発電所だけではなくて、その内の一部の設備についても、基本的に今のガイドラインを満たすような形でのリプレースが前提、切替えも前提というところで記述している。念のため再度事務局でも確認する。
- ・ 事業者メリットの見える化、系統大のメリットの見える化に対する意見があった。後者の系統大については、難しいところもあるが、送配電事業者とどのようなことがあり得るのかを確認していく。事業者メリットの見える化については、メリットがあるがやっていない、あるいは他のハードルがある、メリットがない、こういった点を本日団体からご説明いただいたときには、そこまでの整理にはなっていないが、今日委員からいただいた御意見を踏まえて、また調査・御報告いただければと考えている。
- ・ 投資回収の期間でばらつきがあると御指摘をいただいたが、太陽光発電協会でいうと、ひとつの仮定を置いたときは年間50万円のメリット、それが資料でいうと高圧設備200万から600万円で、600万円をとると12年だが、200万円をとると4年ということでの差異となる。他方、資料1のスライド7にある送配電事業者が2年程度といっている事例は、メリットが大きすぎる感もするため、試算の前提はそろえて議論する必要があると考える。
- ・ 通信インフラの構築の必要について、個別にはどういったところを確認しながら、すぐには難しいところがある。
- ・ 遡及適用の可否という点は、全く御指摘のとおりで、後半の議論にも関係するが、新たな基準を設けていく場合に、既設に対してどういう当てはめをしていくのか、その際に一定の猶予期間を設けて義務化していくのか、よくあるやり方だが、非常に重要な点だと思っている。
- ・ サクセスストーリーについても、事業者団体で確認・整理、メリット・デメリットの整理、個別事例の整理で反映していきたい。

議題 再生可能エネルギー出力制御の低減に向けた取組のうち「火力等発電設備の最低出力の引下げ」

(資料1)

(委員)

- ・ 系統大メリットが本来重要であり調整力の価値が明らかになってその影響から判断すべきだと思うが、定量化が困難な中で、火力等の最低出力を下げるのが喫緊の課題ということで、基本的な方針に異論はない。引下げの方針や水準についても、設備の特性をよく精査して決めるということであれば現実的。
- ・ 既設の扱いについて、「最低出力まで出力を引き下げることが困難な場合においては、稼働停止が原則としてはどうか」とあるが、こういうことが起きる理由は、発電事業者が合理的でない発電運転をしているということか。例えば市場価格がほぼゼロ円であっても動いているということは、その時間帯は損していても動かさなければならない別の理由があってそうしているので、止めてしまうと技術的な供給信頼度を満たすため

の他の制約を満たさなくなるために動かしていると考えたと、原則止めるということがどういうシチュエーションで起こり得るのか教えてほしい。

(事務局)

- ・ 前回バイオマスについての議論があった際、50%まで下げるといっても、設備上の理由から例えば70%以下は下げられないというようなこともあり、下げることが困難な場合は、無理に70を50に下げよりは、一旦止めてしまうことはどうかと。その場合には停止起動に係る費用や時間もかかるが、技術的に下げられないという理由であっても他の設備との公平性等の観点から止めることができないかという御意見がこれまでにあったことを踏まえた提案である。

(委員)

- ・ そういうことであれば賛成。最終的には稼働理由を公表するかどうかというのは、稼働理由を精査して今後の脱炭素化や電力価格の増大を抑える等電力システム改革の元々の目的に合致するような今後の対策を、理由から考えていくことが大切。
- ・ 今後再エネがどれくらい増えるかによって、オフライン電源のオンライン化による効果や最低出力の引下げを守らせる効果というのは分からない部分も多いと思う。ただ、あくまでも出力の抑制自体が目的で議論してきたが、本来は例えば全体として調整力コストが下がるというような便益などを考慮した上で、どこまで発電事業者に求めるかという議論をすべきではないか。
- ・ 出力抑制を減らすこと自体は、調整力コストが下がることとイコールではないと思う。仮に、タダで出力制御ができるのであれば、それは安価な柔軟性資源であって、今のように再エネ優先のために火力が経済的な運用ができていない状況もあるわけであり、むしろ出力制御を認めた方が調整力コストを下げる効果があるかもしれない。ただ、CO₂が増えるかもしれないため、調整力コストとの便益で本来は考える必要がある。
- ・ 今回の資料では、「火力等」というタイトルになっており、火力のことが中心に議論されているが、火力だけではなく、バイオマスも含めて念頭に置いているということは忘れてはいけない。バイオマスは火力以上に技術等の問題が多くあるため、整理が大変だということで火力の方の整理が先行したということは理解できるが、バイオも対象となっていることを念頭におかなければならない。
- ・ 例えば、出力制御がされている時には、卸市場価格がほぼゼロ円になっている状況が適用できるのは火力だけ。FIT バイオの場合は必ずしもそのような状況になっていないということであり、なおさら難しい問題があるという点を頭に入れておく必要がある。
- ・ 公表については、是非進めていただきたい。最低出力を下げなかった人に対する罰則という意味合い以前に、情報公開の観点から状況が公表され、その結果色々なことが分かるようにしていただきたい。例えば、調整力として動いているものはネットワーク部門と年間契約で動いている場合、ネガティブな反応は無いと思う。一方で、最低出力が高く、調整機能も劣っているような電源が何故このような契約、局面で動いているのか、というのは一般送配電事業者の調達仕方が悪いのか、それとも制度が悪いのかというような議論にもつながってくると思うため、情報公開の観点から、これらの議論と切り離してでも是非進めていただきたい。
- ・ 稼働停止を原則とするというのも、最低出力は高いが出力制御が起こっている局面ではそもそも焚かないことが合理的であるから焚くつもりはない、という事業者に対して無理やりコストをかけて下げさせる必要はないという発想から出て来ていることを頭に入れておかなければならない。

- ・ 設備の特性に応じてガイドラインの基準を定めるということに賛成。どの程度まで設備の特性を細かく見ていくかというのにはあるが、ガイドラインということである程度細かいところは省略し、一般的なところを抑えていくということかと思う。
- ・ 一方で出力を下げることによってコスト面の増加と環境負荷の高まりによって効率が下がるといった、コストと環境の面が出てくるため、どの程度コストと環境の面を細かく見ていくのか、ガイドラインでどこまで記述していくのかというような議論は必要。

(オブザーバー)

- ・ メーカー等にヒアリングし、技術的な課題について議論されているが、最後は調整力を出す時のトータル費用の中でどうなのかという運用の問題の方が多く、技術的な課題に留まっているわけではない。技術的な検討も必要ではあるが、発電事業者の考えも聞いていただくと良い。
- ・ 専ら発電用設備とコンビナートに組み込まれた形で入っている自家発とは全く挙動が異なる。おそらく電源Ⅲと呼ばれるものは自家発と考える。発電用設備については、現行のガイドラインよりもさらに踏み込んだ調整力を一送や小売と協議しながら運用しているため、ガイドラインを厳しくすれば目的の出力制御量の低減につながるかというところではない。トータルで考える必要はあるのではないか。
- ・ 「最低出力まで出力を引き下げることが困難な場合に稼働停止」とあるが、夕方の点灯ピークに向かって待機している調整電源までも止めるのかと資料上は見えてしまうため、実際の検討の中では考慮していただきたい。

(座長)

- ・ 「抑制が行われている当該エリア」という言葉があるが、連系線で結ばれているため、当該エリアの隣も最低出力を下げるということも有効な場合もあると思うが、これをどう考えるか。

(事務局)

- ・ 資料の書き方については、誤解を招かないようにもう少し丁寧に記すようにしたい。
- ・ コストと環境面への影響について、御指摘を踏まえて最低出力をどこに設けていくか、その検討の際にも技術的な部分と運用面の部分を分けて考える必要があると思う。
- ・ 全体として出力制御を減らすことが目的化しているのではないかという点、調整コストとの全体で見ていくべきという点に加え、足元の調整コストをどうするかということと、出力制御自体があまりに増えると再エネ投資への阻害要因にならないかという観点も含め引き続き検討していきたい。
- ・ 出力制御が発生している時には、連系線をフルで用いているため、直ちに隣のエリアで同様な形での基準がダメというようなことではないと考えるが、御指摘の点も今後考えていく必要があるかと思う。

(オブザーバー)

- ・ 事務局から説明のあった点、優先給電ルールという形でエリア内の最終的な抑制力を決定する時に、既に決まっているルールの中で、連系線を使える場合は隣接したエリアとの活用は行っているという点、ご理解いただきたい。

(座長)

- ・ そういうことを含めて出力制御量が計算されている。しっかり予見性を与えて今のルールを適用していくということだと思う。

まとめ

(座長)

- ・ 再エネ出力制御の低減に向けた取組にかかり、オンライン化、また火力等発電設備の最低出力引下げにかかり様々な意見をいただいた。事務局においては、今回の議論を踏まえ、年末に向けて具体的な検討を進めていただきたい。

お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365